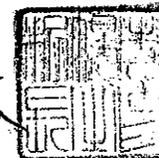


札幌市障がい者等に対する交通費助成規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和8年2月25日

札幌市長

秋 元 克 広



札幌市規則第3号

札幌市障がい者等に対する交通費助成規則の一部を改正する規則

札幌市障がい者等に対する交通費助成規則（昭和56年規則第41号）の一部を次のように改正する。

次の表中改正前の欄に掲げる規定の下線を付した部分及び太線で囲んだ部分（第1号及び第2号において「改正部分」という。）並びに改正後の欄に掲げる規定の下線を付した部分及び太線で囲んだ部分（第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正前	改正後
(定義) 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、そ	(定義) 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、そ

改正前	改正後
<p>れぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 市営交通機関等 次に掲げるものをいう。</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ <u>ジェイ・アール北海道バス株式会社、北海道中央バス株式会社、株式会社じょうてつ、夕張鉄道株式会社及び札幌ばんけい株式会社が経営する</u>道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業において運行する自動車（以下「<u>民営乗合自動車</u>」という。）</p> <p>エ (略)</p> <p>(8)～(14) (略)</p> <p>(交通費助成の申請)</p> <p>第5条 交通費助成を受けようとする者は、市長が別に定めるところにより、受給資格者であることを証明する手帳（原爆被爆者にあつては、被爆者健康手帳及び手当の証書等）を提示し、市長が別に定める申請書を保健福祉部長（<u>次条第2号又は第4号の規定によるチャージ</u>（以下「<u>助成チャージ</u>」という。）を</p>	<p>れぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 市営交通機関等 次に掲げるものをいう。</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ <u>保健福祉局長が別に定める事業者が</u>道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業において運行する自動車（以下「<u>民営乗合自動車</u>」という。）</p> <p>エ (略)</p> <p>(8)～(14) (略)</p> <p>(交通費助成の申請)</p> <p>第5条 交通費助成を受けようとする者は、市長が別に定めるところにより、受給資格者であることを証明する手帳（原爆被爆者にあつては、被爆者健康手帳及び手当の証書等）を提示し、市長が別に定める申請書を保健福祉部長（<u>次条第1項第2号又は第4号の規定によるチャージ</u>（以下「<u>助成チャージ</u>」とい</p>

改正前	改正後
<p>受けようとする者（保健福祉部長又は市長）に提出しなければならない。ただし、<u>助成チャージ又は同条第3号又は第4号の規定による乗車券の交付を受けようとする者が助成対象期間において2回目以降に助成チャージ又は当該乗車券の交付を受けようとする場合</u>にあっては、この限りでない。</p> <p><u>2 次条第1号の規定により福祉乗車証の交付を受けた者が、当該福祉乗車証（以下この項において「旧福祉乗車証」という。）に係る助成対象期間の満了後の期間に利用できる福祉乗車証の交付を受けようとする場合は、保健福祉部長が特に認めた場合を除き、前項に定める申請書とともに、旧福祉乗車証を提出しなければならない。</u></p> <p>（交通費助成の決定等）</p> <p>第6条 保健福祉部長（助成チャージについては、保健福祉部長又は市長）は、<u>前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めた者については、次に定めるところにより予算の範囲内において交通費助成を行うものとする。</u></p> <p>(1)～(6) (略)</p>	<p>う。)を受けようとする者（保健福祉部長又は市長）に提出しなければならない。</p> <p>（交通費助成の決定等）</p> <p>第6条 保健福祉部長（助成チャージについては、保健福祉部長又は市長）は、<u>前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めた者については、次に定めるところにより予算の範囲内において交通費助成を行うものとする。</u></p> <p>(1)～(6) (略)</p>

改正前	改正後
<p>(助成対象 I C カードを所持していない者への助成)</p> <p>第13条 助成チャージを希望する者で、<u>第5条第1項の規定に基づき申請時点において、助成対象 I C カードを所持していない者は、市長が別に定める方法により助成対象 I C カードの交付を受けるための手続を受けることができる。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(助成対象期間)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>第1項及び別表5 1の項の規定にかかわらず、同項に規定する者が同表に規定する助成対象期間中に満70歳に達する場合</u></p>	<p>2 <u>保健福祉部長は、前項に定める場合のほか、同項第1号、第5号又は第6号の規定により福祉乗車証、福祉タクシー利用券又は福祉自動車燃料助成券（以下この項において「助成券等」という。）の交付を受けている者に対しては、当該助成券等に係る助成対象期間の満了後の期間に利用できる同種の助成券等に限り、これらの規定により予算の範囲内において交通費助成を職権で行うことができる。</u></p> <p>(助成対象 I C カードを所持していない者への助成)</p> <p>第13条 助成チャージを希望する者で、<u>第5条の規定に基づく申請時点において、助成対象 I C カードを所持していない者は、市長が別に定める方法により助成対象 I C カードの交付を受けるための手続を受けることができる。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(助成対象期間)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2 (略)</p>

改正前	改正後
における当該助成対象期間の終期は、満70歳に達する月の前月末とする。	

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 札幌市障がい者等に対する交通費助成規則別表5 1の項に規定する助成開始日が令和8年4月1日前の同規則第3条に規定する交通費助成については、改正前の第15条第3項の規定は、この規則の施行後も、なおその効力を有する。